

知多半島総合医療機構要綱第25号

地方独立行政法人知多半島総合医療機構広告掲載基本要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方独立行政法人知多半島総合医療機構（以下「法人」という。）が管理する広告媒体に民間企業等の広告（以下「広告」という。）を掲載する際の必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 法人の資産のうち広告掲載が可能なものをいう。
- (2) 掲載 広告媒体に広告を掲載し、又は掲出することをいう。

(広告の募集)

第3条 広告の募集について必要な事項は、広告媒体ごとに別途定めるものとする。

(広告掲載の基準)

第4条 掲載できる広告は、次の用件を満たすものとする。

2 公平性及び中立性を損なうことがなく、かつ、社会的信用度が高いものでなければならない。

3 次に掲げる業種又は事業の広告については、掲載をしないものとする。広告の掲載中に該当するに至った場合も同様とする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律 第 122 号）で風俗営業と規定される業種
- (2) 風俗営業と類似する業種
- (3) ギャンブル性を有する等青少年の健全育成の観点から不適切な事業等
- (4) 消費者金融業
- (5) 社会問題を起こしている業種や事業等
- (6) 法律の定めのない医療類似行為を行う事業等
- (7) 法令又は条例の規定に違反し、又は違反するおそれがある事業等
- (8) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業等
- (9) 前各号に掲げるもののほか、業種又は事業が妥当でないと理事長が認めるもの

4 広告及びその内容が次のいずれかに該当する場合は、広告掲載を認めない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性又は宗教性のあるもの
- (4) 個人又は団体の主義又は主張に当たるもの
- (5) 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
- (6) 第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれのあるも

の

- (7) 他をひぼう、中傷又は排斥するもの
- (8) 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
- (9) 国内世論が大きく分かれているもの
- (10) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもの。例えば、次のようなものをいう。

ア 法人が、広告主を支持し、又は当該広告に係る商品等を推奨し、若しくは保証しているかのようなもの

イ 誇大な表現（誇大広告）及び根拠のない表示や誤認を招くような表現のもの

例)「世界一」、「一番安い」、「当社だけ」等（掲載に際しては、根拠となる資料を要する。）

ウ 射幸心を著しくあおる表現のもの

例)「今が・これが最後のチャンス（今購入しないと次はないという意味）」等

エ 労働基準法等関係法令を遵守していない人材募集に関するもの

オ 虚偽の内容を表示するもの

カ 誤認される恐れのあるもの

キ 法令等で認められていない業種・商法・商品

ク 国家資格等に基づかない者が行う療法等

ケ 責任の所在が明確でないもの

- (11) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの。例えば、次のようなものをいう。

ア 水着、裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例または広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする。

イ 残酷な描写又は暴力や犯罪を肯定し助長するような表現

ウ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの

エ ギャンブル等を肯定するもの

オ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの

- (12) 前各号に掲げるもののほか、広告の内容又は表現が適切でないと理事長が認めるもの

5 屋外広告については愛知県屋外広告物条例（昭和39年愛知県条例第56号）を遵守し、その内容及びデザインについては当該広告を掲出する地域の特性に配慮するとともに、美観風致を損なわないものであること。

6 次の各号のいずれかに該当するものは、広告主としないことができる。広告の掲載中に当該各号に至った場合も同様とする。

- (1) 法令等に違反しているもの

- (2) 法人、半田市及び常滑市から指名停止措置を受けているもの

- (3) 暴力団又は暴力団の構成員であると認められるもの
 - (4) 民事再生法及び会社更生法による再生・更正手続中のもの
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、広告主として適切でないと理事長が認め
るもの
- (WEBページに関する基準)

第5条 WEBページへの広告に関しては、WEBページに掲載する広告だけ
でなく、当該広告がリンクしているWEBページの内容についてもこの要綱
を適用する。

(個別の基準)

第6条 この要綱に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容、
デザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別に理事長が定め
ることができる。

(広告審査会)

第7条 掲載の可否及びその他事項の審査を行うために知多半島総合医療機
構広告審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

- 2 審査会の会長は、本部本部長をもって充て、委員は、副本部長、総務課長、
経営企画課長、情報管理課長をもって充てる。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名す
る委員がその職務を代行する。
- 4 審査会の庶務は、総務課において処理する。

(会議)

第8条 審査会の会議は、委員が必要と認めたときに、会長が招集し、その議
長となる。

- 2 審査会の会議は、委員及び委員の半数以上が出席しなければ開くことがで
きない。
- 3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、
会長の決するところによる。
- 4 会長は、広告を掲載するそれぞれの広告媒体の関係する課等の長を審査会
に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。
- 5 会長は、必要に応じ、審査会の会議に弁護士等の関係者の出席を求め、その
意見又は説明を聞くことができる。
- 6 審査会の会議を招集する暇がないと会長が認めるときは、回議により審査
を行うことができる。

(広告主の責任等)

第9条 広告に関する法的・倫理的責任等一切の責任は広告主が負うものとす
る。

- 2 広告主は、広告の掲載期間が終了したときは、法人の指示に従い広告を撤
去するとともに広告媒体を現状に復するものとする。ただし、理事長が認め
る場合は、この限りではない。
- 3 版下原稿及び広告の作成並びに広告の取付け及び撤去に要する経費は、広

告主の負担とする。ただし、理事長が認める場合は、この限りではない。

4 広告主は、広告の不適切な管理により、法人及び第三者に損害を及ぼすことがないようにしなければならない。

5 広告が破損等した場合において、その修復に要する経費は、広告主の負担とする。ただし、法人の責めによる場合は、この限りではない。

(その他)

第 10 条 この要綱の施行日前に実施している広告の掲載については、当分の間従前の例による。

2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。